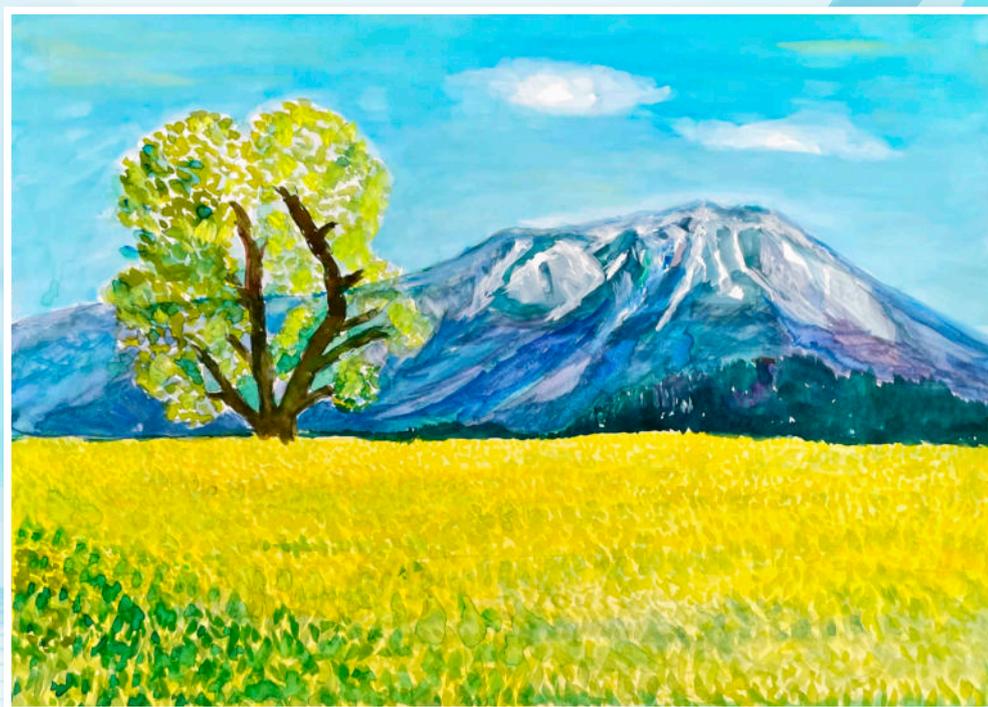


# 第4章

令和4年版  
再犯防止推進白書



## 学校等と連携した 修学支援の実施等のための取組



春の岩手山



## 第4章

# 学校等と連携した 修学支援の実施等のための取組

### 第1節 学校等と連携した修学支援の実施等

#### 1 児童生徒の非行の未然防止等

##### (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

###### ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通しいじめ防止のための取組を推進している。また、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの行政説明において、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるよう、周知徹底しているところである。加えて、いじめ等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加していることを踏まえ、2020年度（令和2年度）から、都道府県・指定都市教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費が普通交付税措置され、2020年（令和2年）12月には弁護士による対応事例等を盛り込んだ「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」<sup>\*1</sup>を作成し、公表した。

###### イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に基づく、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

###### ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、2021年度（令和3年度）は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、推進計画の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、各学校に対して、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の醸成を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を北海道・東北地方と近畿地方で実施した。

###### エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号52】参照）を踏まえ、薬物乱用防止

※1 「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」 URL  
[https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt\\_syoto01-000011909\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-000011909_1.pdf)



教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（資4-58-1参照）。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット<sup>※2</sup>の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

資4-58-1 薬物乱用防止教室の開催状況

		(平成27年度～令和3年度)				
		H27	H28	H29	H30	R3
小学校段階 (義務教育学校前期課程を含む)	開催校数	15,676	15,886	15,787	15,538	13,476
	開催率(%)	76.2	77.3	79.0	78.7	70.7
中学校段階 (義務教育学校後期課程、 中等教育学校前期課程を含む)	開催校数	9,312	9,566	9,406	9,307	8,210
	開催率(%)	88.9	91.0	90.9	90.6	81.9
高等学校段階 (中等教育学校後期課程を含む)	開催校数	4,029	4,144	4,127	4,045	3,605
	開催率(%)	84.6	86.2	86.2	85.8	77.9
全学校種	開催校数	29,017	29,596	29,320	28,890	25,291
	開催率(%)	81.0	82.5	83.5	83.2	75.0

出典：文部科学省資料による。

注 令和元年度、2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

## オ 中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校等と地域若者サポートステーション<sup>※3</sup>（以下「サポステ」という。）との連携強化を図ることで、中途退学者等への切れ目のない支援を実施している。具体的には、全国に177か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

### (2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府では、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、「子ども・若者支援地域協議会」<sup>※4</sup>及び「子ども・若者総合相談センター」<sup>※5</sup>の地方公共団体における整備を加速するとともに、更なる機能向上等を推進している。これらの取組は地域における非行の未然防止等にも有効であるとの観点から、「地域における子供・若者支援体制の整備推進事業」

※2 薬物乱用防止のためのパンフレット  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)



※3 地域若者サポートステーション  
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。

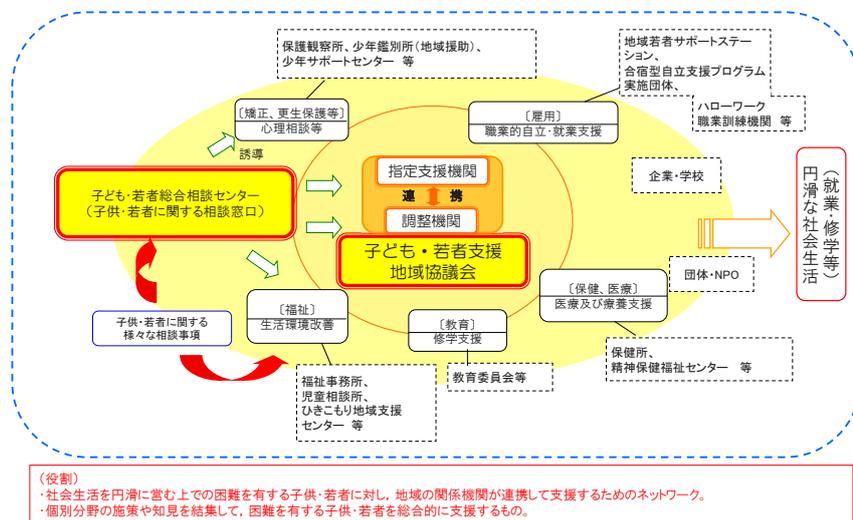
※4 子ども・若者支援地域協議会  
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされている。

※5 子ども・若者総合相談センター  
子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

(資4-59-1 参照) を実施している。2022年(令和4年)1月現在、子ども・若者支援地域協議会が134の地域に、子ども・若者総合相談センターが109の地域に、それぞれ設置されている。

また、地域における子供・若者支援人材の養成のため、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)等に従事する者に対し、知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

資4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：内閣府資料による。

警察は、少年警察ボランティア(少年補導員<sup>※6</sup>、少年警察協助力員<sup>※7</sup>及び少年指導委員<sup>※8</sup>)等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、地域援助として、少年鑑別所が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2021年(令和3年)の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、3,019件(前年:2,590件)であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。さらに、2019年度(令和元年度)からは、各地の少年鑑別所を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会<sup>※9</sup>、BBS会<sup>※10</sup>がそれぞれの特性をいかして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会におけ

※6 少年補導員  
街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

※7 少年警察協助力員  
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

※8 少年指導委員  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

※9 更生保護女性会  
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2022年(令和4年)4月現在の会員数は13万3,395人である。

※10 BBS会  
Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2022年(令和4年)1月現在の会員数は4,400人である。

る子供等の居場所作り、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」(資4-59-2参照)等において、放課後等における学習支援、体験・交流活動等の子供たちの学びや成長を支える取組を推進している。

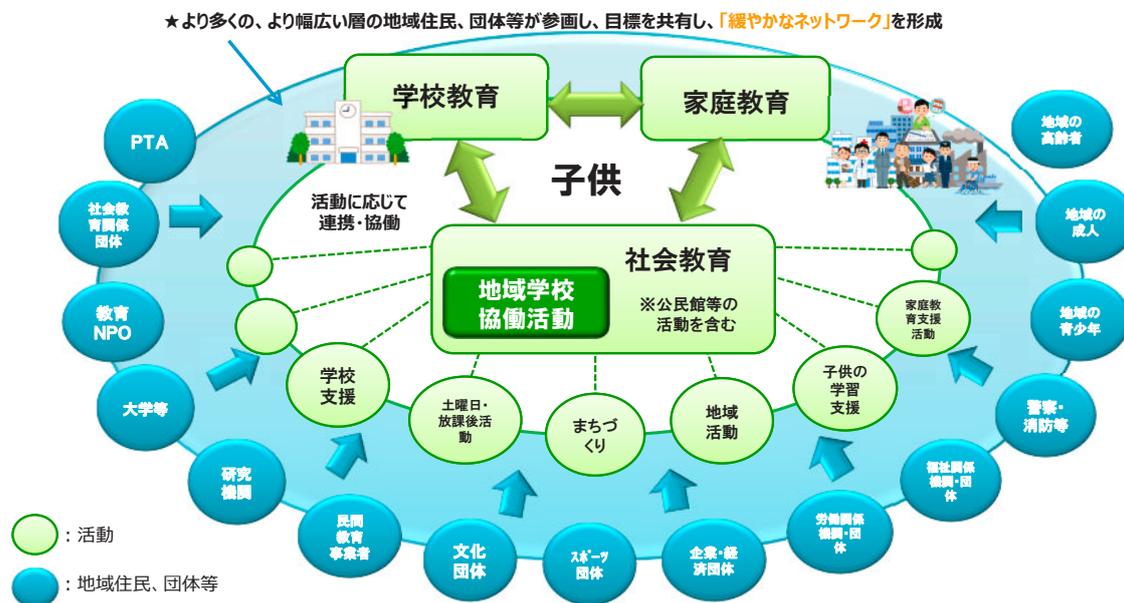
また、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施している(【施策番号65】参照)。

さらに、薬物、飲酒、喫煙、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の通減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施しており、2021年度(令和3年度)においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点でオンラインにて開催した。2021年度(令和3年度)における同事業の内容として、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

資4-59-2 地域学校協働活動の概要

### 地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる



出典：文部科学省資料による。

厚生労働省は、ひとり親家庭の子供を対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯の子供に対しては、「子どもの学習・生活支援事業」(資4-59-3参照)により、学習支援、子供や保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等、子供の将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、2021年度(令和3年度)は、587(前年度：576)の地方公共団体において同事業を実施した。

資4-59-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

## 子どもの学習・生活支援事業について

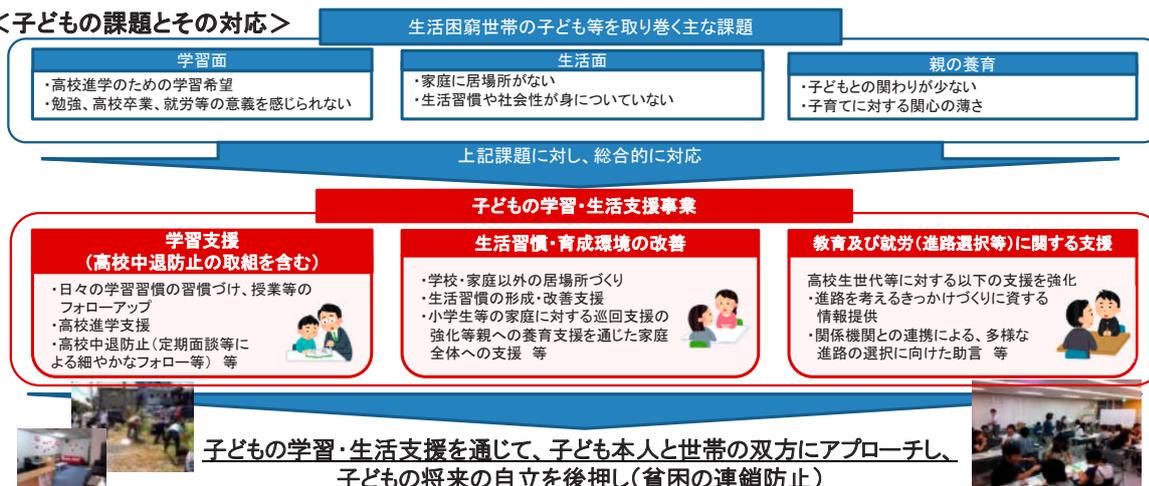
### 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

### 支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

### <子どもの課題とその対応>



出典：厚生労働省資料による。

### (3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察は、非行少年を生まない社会づくり(資4-60-1参照)の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている。具体的な支援内容については【施策番号78】を参照。

## 非行少年を生まない社会づくりの推進について

### 非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

#### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援を推進

- 少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施
- 少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施



学習支援



農業体験

#### 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなの強化と少年の規範意識の向上

- 少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大人と触れ合う機会の確保
- 非行防止教室の開催等



非行防止教室



社会奉仕体験活動

出典：警察庁資料による。

## 2 非行等による学校教育の中断の防止等

### (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、外部講師として保護観察官や保護司、BBS会員を招いて講話を実施するなど、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に対し依頼している。

また、保護司会においては、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知している（資4-61-1参照）。

資4-61-1 就学支援の充実にに向けた文部科学省との連携状況について



出典：法務省資料による。

**(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】**

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施しており、2021年度（令和3年度）の受講開始人員は補習教科指導<sup>※11</sup>が734人（前年度：732人）、特別教科指導<sup>※12</sup>が314人（前年度：264人）であった。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しており、そのうち松本少年刑務所では全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院では、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対して教科指導を実施している。また、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講

※11 補習教科指導  
 学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導  
 ※12 特別教科指導  
 学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導

師を相互に派遣するなどして、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。さらに、広域通信制高等学校（以下「通信制高校」という。）と連携し、当該通信制高校に入学した在院者に対する院内での学習支援等を試行している。なお、2021年（令和3年）には、102人（前年：113人）が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書との差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

### （3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、4庁（川越少年刑務所、笠松刑務所、加古川刑務所及び姫路少年刑務所）の刑事施設を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における2021年度（令和3年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は354人（前年度：309人）であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が147人（前年度：136人）、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が200人（前年度：160人）であった。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを13庁に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備している。全国の少年院における2021年度（令和3年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は443人（前年度：484人）であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が169人（前年度：220人）、一部科目合格者が260人（前年度：246人）であった（【指標番号14】参照）。

## 3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### （1）矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度（平成30年度）から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学支援ハンドブック」を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮している。また、少年院では、少年院出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配慮している。さらに、民間の事業者に対して、少年院在院者が希望する修学に関する情報の収集と提供を委託する修学支援情報提供等請負業務（修学支援デスク）を開始し、修学支援対象者に対し進学等のための情報を提供している（2021年度（令和3年度）は延べ235人（前年：254人）が利用）。加えて、2021年度（令和3年度）から、在院者が高等学校教育についての学びを継続するための方策として、少年院在院中から通信制高校に入学し、インターネット等を活用した学習を可能にするとともに、少年院の矯正教育で高等学校学習指導要領に準じて行うものを通信制高校での単位として認定するなどの措置を講じることを一部モデル施設（北海少年院、多摩少年院、浪速少年院、交野女子学院、和泉学園、広島少年院、貴船原少女苑及び四国少年院）において実施している。

法務省及び文部科学省は、2019年（令和元年）6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の事例を取りまとめ、矯正施設・保護観察所及び学校関係者に対して周知している（【施策番号61】参照）。併せて、文部科学省は、学校関係者に対して、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の援助に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよう各都道府県教育委員会等へ周知した。

また、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう周知した。

## （2）高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBS会員による「ともだち活動」としての学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言を実施している。また、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「就学」類型に該当する高校中退者等の保護観察対象者に対しては、処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。さらに、2021年度（令和3年度）からは、保護観察対象者に対し、個々の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」を試行的に実施している（[資4-65-1](#)参照）。

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、2020年度（令和2年度）からその研究成果の全国展開を図るための事業を実施しており、2021年度（令和3年度）においては、6つの地方公共団体（群馬県、愛知県、高知県、大分県、北海道札幌市及び島根県益田町）において同事業を実施した（[資4-65-2](#)参照）。



資4-65-1 保護観察所における修学支援パッケージの試行の概要

### 保護観察所における修学支援パッケージの試行について

【目的】

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することで、今後、保護観察対象者の進学・復学に向けた支援を充実させていくに当たっての課題等を把握する。

修学支援パッケージ

【修学に係る意向及びニーズ把握】

- ◆ 支援内容の説明を行い、修学の継続に関する意向及びそのための支援ニーズを把握

把握した支援ニーズ等を踏まえ、必要な支援を組み合わせる実施

【支援内容】

- ◆ 学習支援の実施  
BBS会員や保護司等の「学習支援サポーター」を指導者として、教科指導や進路相談を行う
- ◆ 学校等の関係機関とのケース会議の実施  
修学の継続に向け、対象者が在籍している学校や教育委員会等の関係機関とケース会議を行う
- ◆ キャリア教育講演会等の実施  
若年層の対象者に対し、キャリア教育に資する個別相談会や講演会を行う
- ◆ 必要な情報の提供  
自治体において実施している学習支援に関する情報や教育に係る経済的負担の軽減に関する情報等を提供する（※）  
※「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（文部科学省補助事業）」等の地方公共団体等が行う学習相談及び学習支援とも積極的に連携

効果的に実施するため、あらかじめ対象者の意欲の程度等に応じたチラシを複数準備し、対象者ごとに適当なチラシを選んで活用

出典：法務省資料による。

資4-65-2 学びを通じたステップアップ支援促進事業等の概要

## 高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進

**現状・課題**

**現状**  
20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約5%に相当する。  
高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。（約8割）

**課題**  
高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の捕捉が行われておらず、支援体制も組めていない。  
また、令和元年度に都道府県・指定都市に行った意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施していない理由として、「予算や人員の確保が困難」という回答が多い。

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年4月21日閣議決定）  
「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」  
（第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 ②初等中等教育改革等）

■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年4月2日閣議決定）  
③高校・高等専修学校とサポステ等との連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

**事業概要**

高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】主に市町村  
件数・単価（国庫補助額）：5箇所×約100万円（予定）

**①支援体制の構築**

- 地域住民・企業・民間団体等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、全国的な取組の推進・強化を図る。

**②学習相談の提供**

- 教育委員会事務局OBや退職教員等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

**③学習支援の実施**

- 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習者に対して学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、学生等のボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。

進路指導（中退防止）  
進路相談  
学習相談  
支援  
学習支援  
地域資源との連携  
大学進学  
職業資格取得・就職  
若者の社会的自立

（任意）  
その他地域において活用可能な資源（例）教員養成系大学、家庭教育支援員 等

出典：文部科学省資料による。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

